

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に関する人員、設備及び運営に関する基準

平成28年10月12日

規則第63号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 国の基準によるサービス事業（第3条）
- 第3章 市の独自の基準による第1号訪問事業
 - 第1節 訪問型サービスAの基準
 - 第1款 人員に関する基準（第4条・第5条）
 - 第2款 設備に関する基準（第6条）
 - 第3款 運営に関する基準（第7条—第30条）
 - 第2節 削除
- 第4章 市の独自の基準による第1号通所事業
 - 第1節 通所型サービスAの基準
 - 第1款 人員に関する基準（第37条・第38条）
 - 第2款 設備に関する基準（第39条）
 - 第3款 運営に関する基準（第40条—第63条）
 - 第2節 削除
 - 第3節 通所型サービスCの基準
 - 第1款 人員に関する基準（第70条・第71条）
 - 第2款 設備に関する基準（第72条）
 - 第3款 運営に関する基準（第73条）
- 第5章 雑則（第74条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号。以下「条例」という。）第13条に規定する第1号事業について、その指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（事業の基本方針）

第2条 第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般に渡る支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日

常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2章 国の基準によるサービス事業

(国の基準によるサービス事業の基準)

第3条 第1号事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして市長が定める基準に基づき行う国の基準によるサービス事業の事業者が従うべき基準は、施行規則第140条の63の6第1号イに該当する基準とする。

第3章 市の独自の基準による第1号訪問事業

第1節 訪問型サービスAの基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数及び資格)

第4条 訪問型サービスA（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち市長が別に定める緩和した基準によるものをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者の数に応じて必要と認められる数の訪問事業責任者を置かなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

4 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA及び指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA及び指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合においては、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第2款 設備に関する基準

(設備)

第6条 事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければなら

ない。

- 2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスA及び指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護事業が同一の事業所において一体的に運営している場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第7条 第4条第2項の訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的な訪問型サービスAの内容、訪問型サービスAの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別サービス計画を作成するものとする。

(内容等の説明及び同意)

第8条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項の規定により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電磁的方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第5項の規定により利用申込者又はその家族が電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) 第2項各号に規定するファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第9条 訪問型サービスA事業者は、利用者が訪問型サービスAの提供を求めた場合は、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間を確認するものとする。

(心身の状況等の把握)

第10条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第11条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第12条 訪問型サービスA事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第13条 訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第14条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの従事者及び訪問事業責任者（以下この節において「従事者等」という。）に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額から当該事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料の額と訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に訪問型サービスAを提供する地域をいう。以下この節において同じ。）以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第17条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合においては、提供した訪問型サー

ビスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第18条 訪問型サービスA事業者は、利用者が従事者等の同居の家族である場合に置いては、当該従事者等に当該従事者等の同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市長への通知)

第19条 訪問型サービスA事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がないにもかかわらず、訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 従事者等は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(訪問事業責任者の責務)

第20条の2 訪問事業責任者は、第7条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2) 介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(運営規程)

第21条 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第22条 訪問型サービスA事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第23条 訪問型サービスA事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスA事業者は、当該事業所の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合においては利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ書面により得なければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第23条の2 訪問型サービスA事業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第24条 訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第25条 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、市長から求めがあった場合は、前項に規定する改善の内容を市に報告しなければならない。

5 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問型サービスA事業者は、東京都国民健康保険団体連合会から求めがあった場合においては、前項に規定する改善の内容を東京都国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第26条 訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪

問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第28条 訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA個別サービス計画

(2) 第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条第1項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条に規定する市長への通知に係る記録

(5) 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた処置についての記録

(身体的拘束等の禁止)

第28条の2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第29条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高めるために、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第30条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止する年月日

(2) 廃止し、又は休止する理由

(3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置

(4) 休止する場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型サービスA事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業者等、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他便宜の提供を行わなければならない。

第2節 削除

第31条から第36条まで 削除

第4章 市の独自の基準による第1号通所事業

第1節 通所型サービスAの基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第37条 通所型サービスA（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち市長が別に定める緩和した基準によるものをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所サービスAの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が当該事業所の利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の介護職員を置かなければならない。

2 前項の規定により利用者の数が15人を超える場合において加える従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従業者として従事することができるものとする。

3 前2項の通所型サービスAの単位は、指定通所型サービスAであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 通所型サービスA事業者が指定介護予防通所介護事業者（国の基準による通

所型サービス事業を実施する事業者を含む。以下同じ。)又は指定通所介護事業者(指定地域密着型通所介護事業者を含む。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該指定介護予防通所介護事業(国の基準による通所型サービス事業を含む。以下同じ。)及び指定通所介護事業(指定地域密着型通所介護事業者を含む。以下同じ。)の利用者数と通所型サービスAの利用者数を合算した数に対し、当該指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第38条 通所型サービスA事業者は、それぞれのサービスごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合においては、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第2款 設備に関する基準

(設備等)

第39条 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は2.3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、通所型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

第3款 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第40条 事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を作成するものとする。

(内容等の説明及び同意)

第41条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第52条に規定する重要事項に関する規程の概要、事業所の職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項の規定により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は

その家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、通所型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電磁的方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第5項の規定により利用申込者又はその家族が電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 通所型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち通所型サービスA事業者が使用するもの

(2) 第2項各号に規定するファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た通所型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第42条 通所型サービスA事業者は、利用者が通所型サービスAの提供を求めた場合は、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要支援認定の有

無及び有効期間を確認するものとする。

(心身の状況等の把握)

第43条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第44条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第45条 通所型サービスA事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービスを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第46条 通所型サービスA事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第47条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供した際には、当該通所型サービスAの提供日及び内容、当該通所型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第48条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第1号事業支給費の額から当該事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料の額と通所型サービスAに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に通所型サービスAを提供する地域をいう。以下この節において同じ。）以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 入浴サービスの提供に要する費用
- (5) 前4号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 通所型サービスA事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（証明書の交付）

第49条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合においては、提供した通所型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

（利用者に関する市長への通知）

第50条 通所型サービスA事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第51条 従業者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第52条 通所型サービスA事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第53条 通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第54条 通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第55条 通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び備品並びに飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第56条 通所型サービスA事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、当該事業所の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

- 3 通所型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合においては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ書面により得なければならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第57条 通所型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第58条 通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、前項の規定により苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の

求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 通所型サービスA事業者は、市長から求めがあった場合は、前項に規定する改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 通所型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては、前項に規定する改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第59条 通所型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、前項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置について記録しなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第61条 通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービスA個別サービス計画

(2) 第47条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条第1項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第50条に規定する市長への通知に係る記録

(5) 第58条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた処置についての記録

(身体的拘束等の禁止)

第61条の2 通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者の責務)

第62条 事業所の管理者は、通所型サービスA個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

2 事業所の管理者は、通所型サービスA個別サービス計画を作成した際には、当該通所型サービスA個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。

3 事業所の管理者は、通所型サービスA個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該通所型サービスA個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 少なくとも1月に1回の当該通所型サービスA個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等への報告

(2) 少なくとも1回の当該通所型サービスA個別サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)の実施

4 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

5 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA個別サービス計画の変更を行うものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第63条 通所型サービスA事業者は、当該通所型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止する年月日

(2) 廃止し、又は休止する理由

(3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置

(4) 休止する場合にあっては、休止の予定期間

2 通所型サービスA事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該通所型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な通所型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業者等、他の通所型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他

の便宜の提供を行わなければならない。

第2節 削除

第64条から第69条まで 削除

第3節 通所型サービスCの基準

第1款 人員に関する基準

(通所型サービスCの従業者の員数及び資格)

第70条 通所型サービスC（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号訪問事業のうち短期集中予防サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「通所型サービスC事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の保健・医療の専門職の員数は、通所サービスCの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる保健・医療の専門職が1以上、利用者の数が4人を超える場合にあっては保健・医療の専門職に介護職員を加えた職員が4人を超える部分の数を6で除して得た数に1を加えた数以上を確保するために必要と認められる数とする。

2 前項の通所型サービスCの単位は、指定通所型サービスCであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

3 通所型サービスC事業者が指定通所介護予防事業者又は指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスCの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第71条 通所型サービスC事業者は、それぞれのサービスごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第2款 設備に関する基準

(設備等)

第72条 通所型サービスC事業者が当該事業を行う事業所は、それぞれのサービスを実施するために必要な広さの機能訓練室を有するものとするほか、それぞれのサービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

第3款 運営に関する基準

(準用)

第73条 第40条から第63条までの規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、「通所型サービスA」は「通所型サービスC」と、「通所型サービスA個別計画」は「通所型サービスC個別計画」と、「通所型サービスA事業者」は「通所型サービスC事業者」と、「通所型サービスA個別サービス計画」は「通所型サービスC個別サービス計画」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第74条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月12日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年9月11日規則第47号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。